

社会福祉法人西尾市社会福祉協議会物品貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人西尾市社会福祉協議会が所有する物品の貸出について必要な事項を定めることを目的とする。

(貸出物品)

第2条 貸出物品の種類等は、別表のとおりとする。

(貸出対象)

第3条 西尾市内で活動する団体であって、ボランティア活動及び福祉活動で使用する場合に、西尾市社会福祉協議会の事業に支障のない範囲で貸出する。ただし、次のいずれかに該当する場合は利用できないものとする。

- (1) 営利目的又は宗教活動等で利用する場合
- (2) 市外で利用する場合(一部物品については、西尾市総合福祉センター内に限る。)
- (3) 利用期間が1週間を超える場合

(申請)

第4条 物品の貸出を希望する者(以下「申請者」という。)は、借用しようとする前日までに所定の物品利用申請書を西尾市社会福祉協議会会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

(利用料)

第5条 利用料は、無料とする。

(利用責任)

第6条 物品を利用目的に反して使用したり、物品を第三者に転貸したりしてはならない。
2 物品は安全な使用に努めるものとし、機器類については操作ができる人が取り扱うこと。
3 使用時に利用者及び第三者に損害を与えた場合は、申請者がその一切の責任を負うものとする。また、物品を紛失及び故意に破損させた場合は、申請者が弁償するものとする。

(返却)

第7条 申請者は、使用後に物品の点検及び清掃を行い、速やかに貸出場所に返却しなければならない。また、返却時には、使用状況について会長に報告しなければならない。

(利用の中止)

第8条 物品の故障等により安全に使用できないと会長が判断した場合は、事前に利用申請があった場合でも貸出の中止ができるものとする。ただし、その際の申請者への補償は行わないものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。